三鷹市子ども発達支援センター支援員（一時保育）
募集要項（令和９年４月任用）

１　職務内容
子ども発達支援センター一時保育ほしのこにおける保育に関すること

２　応募資格
保育士資格取得者又は令和９年３月31日までに資格取得・登録見込みの者
※子ども発達支援センター支援員は、地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員です。
※次に該当する方は、受験することができません。
ア　地方公務員法第16条のいずれかに該当する方
(ｱ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(ｲ) 三鷹市を懲戒免職になり、その日から２年間を経過していない者
(ｳ) 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
イ　令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第７項に掲げる特定性犯罪の前科がある者
※採用試験過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

３　募集人数
１人

４　勤務条件
(1) 勤務地
三鷹市子ども発達支援センター
〒181-0004三鷹市新川六丁目37番１号　三鷹中央防災公園・元気創造プラザ１階
(2) 任用期間
令和９年４月１日から令和10年３月31日まで
※規定により、公募によらない再度の任用をする場合があります。
(3) 勤務日及び時間
月曜日から金曜日まで週４日勤務（祝日・年末年始を除く。）
午前８時45分から午後５時15分までのうち１日７時間30分（休憩１時間あり）
※必要に応じて、時間外勤務が生じる場合があります。
(4) 休暇等
（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、産前産後休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、出産介護休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇
（無給）ドナー休暇、妊娠障がい休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業
(5) 社会保険、労働保険
共済組合、厚生年金保険、雇用保険、災害補償制度の適用あり
(6) 報酬月額等

195,200円（別途交通費を150,000円以内で支給）

※一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤勉手当を支給します。

※常勤職員の給与改定等の状況により、報酬等は改定される場合があります。

5　申込手続

(1) 申込期間

令和８年11月16日（月）から令和８年12月25日（金）午後５時まで

(2) 申込方法

①履歴書（写真貼付）、②資格を証明できるもの、③「子どもと関わる仕事で大切なこと」についてＡ４のレポート用紙１枚程度にまとめた課題レポートを全てそろえた上三鷹市子ども発達支援センターに電話連絡し、直接持参してください。

(3) その他

応募の際に提出いただいた関係書類は、お返しいたしません。

6　試験の実施方法及び試験日程等

(1) 書類選考

令和９年１月上旬（予定）

(2) 個別面接

ア　日程

令和９年１月中旬（予定）　※調整のうえ別途通知します。

イ　会場

三鷹市子ども発達支援センター

(3) 合格発表

個別面接終了後、速やかに受験者全員に文書にて合否を通知します。

7　お問い合わせ先

三鷹市子ども発達支援センター

〒181-0004三鷹市新川六丁目37番１号　三鷹中央防災公園・元気創造プラザ１階

電話　0422－45－1122　午前８時30分～午後５時（土日祝日、年末年始を除く）